賃金改善に関する項目

　今年度の人事委員会勧告については、その実施時期についてこれまでの国等の取扱いと異なることから、その取扱いに大変苦慮しました。

勧告の内容は、平成２９年４月より給料表を引下げ、平成２８年４月に遡って勤勉手当の引き上げを行う内容ですが、人事委員会勧告が４月１日時点の公民較差を解消するという制度趣旨を踏まえつつ、今回の勧告全体を検討し、次のとおり実施したいと存じます。

給料表については、平成２９年１月より改定することとし、平成２８年４月から１２月までの較差相当額に係る所要の調整を実施します。

所要の調整については、平成２９年２月に支給する給料の月額から、平成２８年４月１日時点の給料及びこれに対する地域手当の合計額に０．３％を乗じて得た額に、平成２８年４月から１２月までの在職月数を乗じて得た額を減じることとし、期末・勤勉手当その他の手当については所要の調整の対象とはしません。

なお、臨時的任用職員については、所要の調整は実施しないこととします。

期末・勤勉手当については、人事委員会勧告のとおり平成２８年度より年間０．１月分を引き上げ、その割り振りは、勤勉手当について、６月及び１２月に支給される月数をそれぞれ０．０５月分引上げ、０．８５月分とします。

再任用職員については、年間０．０５月分を引き上げ、その割振りは、勤勉手当について、６月及び１２月に支給される月数をそれぞれ０．０２５月分引き上げ、０．４月分とします。

これに伴う成績区分に応じた成績率については、これまで協議してきた経緯を踏まえ改めて示します。

扶養手当については、人事委員会勧告のとおり、配偶者に係る手当額の月額を６，５００円とし、子に係る扶養手当の月額を１０，０００円とします。また、職員に配偶者がない場合の扶養親族１人に係る手当の月額を１１，０００円とする取扱いを廃止します。

この改定は、平成２９年度から３１年度までにおいて、国の取扱いに準拠し段階的に実施することとします。

技能労務職員の給料、期末・勤勉手当、及び扶養手当の取扱いについては、行政職給料表が適用される職員に準じていきたいと存じます。

以上の内容で関係条例（案）を９月後半の定例府議会へ提案したいと存じます。

なお、期末勤勉手当の引上げに伴う差額支給の時期については、関係条例の議決を得られれば、その段階で改めて示したいと存じます。

非常勤職員については、これまでと同様に常勤職員の取扱いに準じていきたいと存じます。

非常勤職員のうち非常勤特別嘱託員及び非常勤若年特別嘱託員の報酬月額については、平成２９年４月１日からそれぞれ４３０円及び６１０円を引き下げ、１５３，３９０円、２１８，４００円に改定したいと存じます。

介護休暇については、職員の申出に基づき期間を指定できるようにしたいと存じます。

介護時間については、国に準じて導入していきたいと存じます。なお、介護欠勤については、介護時間の導入にあたりその取得状況等も踏まえて引き続き検討していく必要があるものの、当面は介護時間と併用しない形で存置したいと存じます。

導入時期については、改めて示します。

なお、介護時間等にかかる給与の取扱いについては国に準じた取扱いとします。